

地熱発電利用拡大に向けた事業者公募要項案へのご意見募集に
対するご意見と町の考え方

- 募集の期間 平成27年9月28日（月）～平成27年10月16日（金）
- 実施方法 広報はちじょう平成27年10月号へ折込のうえ、全戸配布
八丈町公式サイトに掲載
意見提出方法は、町役場及び各出張所への持込、電子メール、FAX
郵送による
- 意見提出者数 5人
- 意見件数 19件

意見分類	件数
事業期間	0
東京電力との協調	0
資格要件	0
想定する事業実施場所	2
発電施設の仕様	0
臭気（硫化水素）対策	2
地域貢献	4
その他の条件（法規制関係、情報公開）	0
その他の条件（熱水利用）	0
その他のご意見	11

No	ご意見の概要	町の考え方
「想定する事業実施場所」へのご意見		
1	東京電力は、地熱発電事業を町や新規事業者に対して、売却や貸与することを決めているのか。 土地・施設の取扱いについて明確になっていなければ、事業者が応募できないのではないか。	資産の取扱いについて、貸与と売却のどちらが良いかは、応募者によって考え方が異なるため、公募時点で明確にすることは困難です。 なお、土地の取扱いについては、八丈島再生可能エネルギー利用拡大検討委員会の場において、東京電力株式会社の委員より、前向きに協議をする旨の発言がなされています。
2	東京電力は、地熱事業を新規事業者に売却又は賃貸することが決まっているのか。	

No	ご意見の概要	町の考え方
「臭気（硫化水素）対策」へのご意見		
1	発電方式によっては、排出口以外にも臭気が発生する箇所があるのではないかと。	要項案では「冷却塔をはじめとする、ガスが排出される可能性のある箇所（排出口など）において」と明記しており、排出される可能性のある箇所を網羅していると考えています。
2	排出が想定される箇所は、高さや敷地境界からの距離が違ってくれば、濃度をどこで測るのかははっきりしないのではないかと。	要項案では「定期的に排出口及び敷地周辺で硫化水素濃度を測定し、結果を公表すること」と明記しており、排出される箇所と敷地周辺においてそれぞれ計測されるものと考えております。 また、測定方法等の具体的な内容については、公募時の事業者提案も踏まえ、選定後に事業者と取り交わす協定の中で整理することとしています。

No	ご意見の概要	町の考え方
「地域貢献」へのご意見		
1	<p>地元の企業や団体が資本参加できるような公募の仕組みにしてほしい。</p> <p>事業主体の法人税が八丈島に落ちるような仕組み。</p>	<p>八丈町地域再生可能エネルギー基本条例においては、その基本理念について「地域に根ざした主体の形成に努め、地域の受益を実現するものとする」としています。</p> <p>要項案においては、「町全体への地域貢献について具体的に提案すること」としており、事業者より、ご意見のような地域の資本参加という提案がなされる可能性もあります。</p> <p>事業者選定にあたっては、先に述べた条例の理念に基づき、かつ地域貢献の度合いや実現性、継続性など、総合的な観点から審査することになります。</p>
2	<p>熱利用などの意見を提言する協議会（市民オンブズマン的な）を設置する。</p> <p><イメージ図></p>	<p>八丈町地域再生可能エネルギー基本条例においては、その基本理念について「町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの地域における価値を自覚し、地域社会の発展に向け、相互に協力してその活用に努めるものとする」としています。</p> <p>ご意見のような協議会の設置は、この理念を実現する1つのあり方と考えられますが、オンブズマンという言葉に含まれる「監視」という意味合いよりは、八丈町地域再生可能エネルギー基本条例の理念にもある、町、町民、事業者が相互に協力する体制が望ましいと考えています。</p> <p>また、事業者が選定されておらず、地域貢献を含めた事業の概要が明らかにならない間は、この組織の目的なども定まらないと考えられます。</p>
3	<p>事業者と地域の連絡協議会は必要ではないか。</p>	

4	今後、事業者に地熱事業を活用した活性化案があるのか、具体的に聞く予定があるか。	<p>要項案においては、「町全体への地域貢献について具体的に提案すること」としています。</p> <p>また同じく要項案に記載したとおり、広報はちじょう 11月号の折込みにて、住民の皆様へ地域貢献策のアンケートを実施します。</p> <p>このアンケート結果は、町の施策の参考とするほか、公募時に公開することで、事業者による地域貢献の提案の参考としていただきたいと考えています。</p>
---	---	---

No	ご意見の概要	町の考え方
その他のご意見		
1	温泉卵を好きな時に食べられたら嬉しい。	地域貢献の具体案として、参考にさせていただきます。
2	審査をする委員の選定にあたっては、八丈島地熱発電利用拡大検討協議会のメンバー、地熱を技術的に評価できる者、観光・産業振興などを評価できる者を入れて欲しい。	事業者選定にあたっては、八丈町再生可能エネルギー基本条例に規定する審査会において審査することになり、本事業の目的から、地熱発電の運用面はもとより、地域貢献の面でも評価する必要があります。 審査委員の選定にあたっては、幅広く審査できるよう適切な方を選定します。 構成人数や委員が誰であるかなどの情報は、審査以前に公にしまうと、委員と接触する事業者が現れるなど審査の公平性に支障が出るため、公にする場合であっても審査が終了した後になります。
3	審査委員は誰になるのか。また構成は何名で、公にされるか。	
4	この公募において、八丈町はどのような立場になるのか。発注者になるのか。	町は、まちづくりの指針となる八丈町基本構想の中で、「クリーンアイランドを目指す町」を掲げ、再生可能エネルギーの活用に取り組んできました。 本事業は、地域にある再生可能エネルギー資源は、地域の財産という理念のもと、八丈島の活性化を目的として、地熱の利用を一層拡大するため、新たな地熱発電事業者を公募するものです。これは単に事業者誘致ということだけではなく、人々の生活の根幹を支える発電事業と地域貢献を通じて、町とともに島の持続的発展を担う、いわばパートナーを探すものと考えています。
5	公募者である町はどのような立場となるのか。また都は関与するのか。	審査により選定された事業者と町との間では、開発調査、建設・運営などに関する、地域と事業者との「取り決め」を協定という形で取り交わします。地域の声を反映させた事業運営を目指すため、町としても事業にどのように関わることができるのか、事業者からの提案も踏まえながら、地熱資源の活用に取り組みます。 都の関わり方としては、「再生可能エネルギーである八丈島の地熱は継続的に進めたい」という立場から、今後も、事務的・技術的な面から全面的にサポートするとの回答を頂いています。

6	事業者の本社を町に置かなければ税収が減ると思われるが、公募要件に盛り込まなくてよいのか。	<p>事業者には、提案にあたって、事業所の設置や税制面を含めた事業全体のあり方を、事業者自身で検討いただきたいと考えております。</p> <p>町としては、本社の設置を要件とすることはしませんが、事業者からの多様な提案の中から、地域に根ざした事業主体の形成、町の持続的発展など、八丈町地域再生可能エネルギー基本条例の理念を念頭におき、優れた提案を選定していきたいと考えています。</p>
7	東京電力は、電力の自由化やユニバーサルサービスの廃止等が提案されているが、電気を買ってもらえるのか。町が交渉すべきではないか。	<p>本事業は、「固定価格買取制度（通称：FIT フィット）」を活用し、公募により選定された事業者が、東京電力株式会社に対して売電を行い、事業性を確保することを想定しています。</p> <p>固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」をはじめとした関係法令によって運用されており、電力の安定供給に支障をきたすなどの特段の事情がない限り、電力の買取は、法律により義務付けられています。公募によって選定される新たな事業者は、電力の安定供給の観点から東京電力株式会社との協力体制の構築が必須となるほか、事業想定地を東京電力株式会社の用地としていることから、事業を円滑に進めることができるよう、町としても東京電力株式会社と協議を重ねていきます。</p>
8	もっと分かりやすく町民に伝えるべきだと思う。	<p>地熱発電の利用拡大については、平成 25 年 1 月の町と都の共同発表から始まり、同年の「八丈町再生可能エネルギー利用拡大検討委員会」の開催により、本格的な検討が進められてきました。</p> <p>進捗状況については、検討委員会（これまでに 5 回開催）を公開会議とするほか、住民説明会を開催（これまでに 7 回開催）、くわえて平成 26 年 1 月、平成 27 年 8 月の広報はちじょう折込にて、進捗状況の資料を全戸配布しております。</p> <p>今後は、この度お寄せいただいたご意見を参考に詳細な公募要項を作成し、町議会に報告のうえ、公募を実施します。</p> <p>また事業者選定後は、八丈町地域再生可能エネルギー基本条例等にもとづき、事業者において、事業説明会が行われます。事業開始後においても、要項案において「事業に支障の無い限り、施設や運転に関する情報を公開し、地熱発電の普及促進に努めること」</p>

		としており、事業への理解を深められるよう、事業者へ情報公開を求めるほか、町としても協力していきます。
9	公募にあたり、東京電力とどのように話が進んでいるのか。	<p>本事業は、平成 25 年に設置された「八丈町再生可能エネルギー利用拡大検討委員会」の検討から始まっていますが、検討委員として、東京電力株式会社にもご参加いただきました。</p> <p>公募にあたって、要項案においても明記したとおり、選定される新たな事業者は、電力の安定供給の観点から東京電力株式会社との協力体制の構築が必須となるほか、事業想定地を東京電力株式会社の用地としていることから、事業を円滑に進めることができるよう協議を重ねていきます。</p>
1 0	事業における町や都の財政負担はどうか。	<p>町の財政負担については、事業への関与のあり方として出資することなどが考えられますが、町の税金を投入することによる効果や意義等を総合的に検討する必要があります。</p> <p>都の財政負担については、事業そのものが固定価格買取制度による国民負担で支えられるものであるため、都による負担は考えていないとのことですが、町に対する事務的・技術的支援は継続していきたいと回答を頂いています。</p>
1 1	設備の不具合が出た場合に、修繕費用の負担を町に求められることが出てくるのではないのか。	事業者は、設備の不具合などのような事業期間に起こり得る様々なリスクも折込みながら、事業性を精査したうえで提案すると考えているため、事業期間中に、町が財政的な負担をすることはないと考えています。